

マイナンバーカードの健康保険証等の利用について

当院ではマイナンバーカードによる健康保険証としての(オンライン資格確認等を含む)ご利用ができます。ご利用の方は**マイナンバーカード**を1階総合受付にご提示ください。

令和4年10月の診療報酬改定で「**医療情報・システム基盤整備体制充実加算**」が新設され**初診**となる患者様でマイナンバーカードによるオンライン資格確認による薬剤情報、健診情報を利用した場合と、利用しなかった場合の初診料に加算される点数が異なります。(保険情報のみの利用は「利用しなかった」となります。)

初診料に加算される点数

マイナンバーカードによるオンライン資格確認等を利用した場合 **加算点数 2点**

利用しなかった場合(保険情報のみ利用含む) **加算点数 4点**

【ご利用時に際して】

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みをお願いします。

当院でもマイナンバーカードをお持ちの患者様の健康保険証としての利用申込みは行える事になっていますが、登録完了に時間がかかる場合もございます。待ち時間の発生を防ぐため、あらかじめお手続きをしていただくことをお願いします。

◎マイナンバーカードでできること

・健康保険者証としての利用

(健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・高齢受給者証・後期高齢医療受給者証等)

・健康保険資格有無の確認(オンライン資格確認)

・診療情報・特定健診・薬剤情報の閲覧等

◎マイナンバーカードでできないこと

各種医療証、市町村等の公費受給者証等(子ども医療、心身障害者、ひとり親、難病医療・特定疾患等)の**オンライン資格確認はまだできません**ので、お持ちの方は今まで通り**公費受給者証をご持参**くださるようお願いいたします。

【お願い】

保険の切り替え直後(転居、就職、退職、年齢による負担割合の変更など)など、保険者でのデータ登録が間に合わずマイナンバーカードが使えない場合もあるようですので、**今まで通り保険証がある場合はご一緒に持参してください。**

(マイナンバーカードのみの持参で資格情報の**確認ができない場合、自費扱い**となります。)

*マイナンバーカードによるご利用可能な項目は令和4年10月1日現在のものとなります。

*マイナンバーカードの申請等、詳しくは厚生労働省の Web サイト等をご覧ください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし取られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの?

健康保険証として使えるようになっても、受取書や申請書類などマイナンバーが記載されたカードのICチップに入ることはありません。落としたり、壊したりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間対応のコールセンターで一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。1利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、2021年10月1日より本邦全域で開始されます。それまでには健康保険証の申請をお願いします。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、2021年10月1日より本邦全域で開始されます。それまでには健康保険証の申請をお願いします。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 受付時間(標準時差を除く)
 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合
 マイナンバーカード等 **050-3818-1250** その他のお問合せ **050-3816-9405**

▼医療・申請課、健康課、スペイン課、ポータル課に対応のフリーダイヤル
 マイナンバー制度について **0120-0178-26** マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

どうやって使うの?

スッと置いてピッと認証!

とっても簡単!

- マイナンバーカードをカードリーダーに置く**
カードの顔写真を検閲で確認します。
※顔写真は検閲で保存されません。
- オンラインであなたの健康保険資格を確認!**
マイナンバーカードとICチップにある電子証明書により健康保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナンバーポータルやセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、持ち帰り証明書のため、書類の提出をお願いします。
※医療機関・薬局は10月1日より健康保険のマイナンバーカード利用が開始されます。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中心の電子証明書を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。ご自身の顔写真がマイナンバーと結びつけられることもありません。
ICチップには、受取書や申請書類などの個人情報は記録されません。

どんないいことが? 7つのメリット

- より良い医療が可能に!**
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定記録情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定記録情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。
- 自身の健康管理に役立つ!**
マイナンバーポータルで、2021年10月までに、自分の特定記録情報を順次閲覧できるよようになります。2021年10月(予定)から自分の最新情報を閲覧できるようになります。
※特定記録情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
- オンラインで医療費控除がより簡単に!**
マイナンバーポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーを通して医療費通知情報の自動入力が可能となります。
- 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における医療費を超える支払が免除されます。
※自己負担割合の医療費超過率については、書類の提出が必要となります。
- 医療保険の資格確認がスムーズに!**
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに健康保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。
- 医療費の事務コストの削減!**
健康保険の請求額等が減少することから、健康保険等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。
- 健康保険証としてずっと使える!**
就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

図1 オンライン資格確認の仕組み

